

沖縄県子どもの貧困対策に関する施策の進捗状況に対する有識者意見

資料 4

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議意見に対する回答	担当課
1	【資料1】 2頁	「2貧困を取り巻く現状と課題」「4調査研究、情報の収集・蓄積」として、これまで調査を行ってきたものの一次データの公開はされているのか？	一次データの公開がなければ何を持って施策が行われているのか分からない。オープンデータの活用を促進し、研究者らが活用できるようにするべき。	沖縄子ども調査(子ども貧困実態調査事業)は、統計法に基づき総務省に届け出を行う統計調査であることから、法に基づく調査票情報の適正な管理を講じなければならず、HP等で調査票情報を公開することができないこととなっています。	子ども未来政策課
2	【資料1】 2頁	保護者への支援策として「可処分所得の向上に資する施策」とは何か？		資料3の27頁のNo.152が該当します。	子ども未来政策課
3	【資料1】 2頁	「学校をプラットフォームとした総合的な対策の推進」と記載があるが、現在の学校システムの改善策はあったのか？	子どもを排除している学校の現状把握も必要だと考える。	総合的な子どもの貧困対策に向けて、学校においては①学力の保障、②学校を窓口とした福祉関連機関との連携、③経済的支援の3つの柱を立て取り組んでおります。 学校をプラットフォームとすることにより、支援が必要な児童生徒を早期に発見し、支援が受けられるよう、スクールソーシャルワーカーや貧困対策支援員、関係機関等を含めた組織体制の強化が図られています。	義務教育課
4	【資料1】 4頁	R3年度の最終評価、「子ども調査(調査対象を検討中)」とあるが、現状の調査を複数回重ねた上で、何の目的で行う調査なのか、この記述では分からない。実態の数値ばかりを抽出しても施策に活かされているように見えない。抜本的な改革案の試算、これまでの先行研究をさらって、何をどうするべきなのか、方向性をまとめる必要があるのでは？		沖縄子ども調査(子ども貧困実態調査事業)は、子どもやその保護者の生活実態や支援ニーズ等を把握することで、効果的な支援につなげるため実施しています。 沖縄県子どもの貧困対策計画を改定する際、有識者の意見を踏まえ、本調査において把握する「困窮世帯の割合」を指標として追加し、施策評価に活用しています。 次年度の調査については、ライフステージごとの調査を再度実施するのか現時点で決定していないことから、調査対象を検討中としています。	子ども未来政策課
5	【資料1】 7頁 【資料2】 1頁 No.5	②養育支援訪問支援事業の実施市町村数(No.5)目標値を31市町村で良いのか。	養育支援を必要としている若年出産をした若者が増えていることから、市町村の目標値をあげる必要があるのではないか。	沖縄県子どもの貧困対策計画については、平成30年度に中間評価を行った結果、平成31年3月に計画の改定を行い、その際、指標の追加や目標値の見直しを行ったところです。 本指標については、当初計画においては「22市町村」であったものを、計画の改定の際に「31市町村」に目標値を修正しています。 ご意見のあった目標値の見直しについては、次期子どもの貧困対策計画の策定の際に、どのような目標値が適当であるか検討していきます。	子ども未来政策課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議意見に対する回答	担当課
6	【資料1】 8頁、9頁 【資料2】 1頁 No.19 【資料3】 3頁 No.14	①スクールソーシャルワーカー配置事業(No.14) 昨年度、「家庭の問題」によって導出された児童生徒の行動の変化について「家庭環境の好転」とは何が起こって、何が課題解決と設定されたのか実情は把握しているのか、という質問に対し、「家庭環境の好転」についての具体的な指標等については設定しておりませんが、成果報告等にて、課題を抱えている家庭に対して、SSWの介入により福祉や保健といった関係機関からの精神面、経済面でのサポートを受けられたことにより、児童生徒の良好な変容について報告を受けております」という回答を頂いたが、貧困対策として複数の「支援員」が介入している旨の記載があり、SSWの介入によって好転したと言えるための具体的な「支援の中身」を教えてください。		ご指摘のように、対象児童生徒及びその家庭には、複数の支援員と連携協力し対応しております。 その中でSSWの具体的な「支援の中身」としては、 ○学校との連携のもとSSWが中心となった家庭訪問を継続して実施し、家庭と生徒との信頼関係が構築され関係機関へのスムーズなつながりに至った。 ○車の運転ができない保護者に対し、病院等へ付き添いの対応を行った。 ○経済的に厳しい家庭の母親に対し、家庭訪問による寄り添い支援を行い、出産や経済面の不安を把握し、福祉サービスや就学支援に繋がった。 ○家庭訪問の継続による情報収集と信頼関係の構築により、引きこもりから改善し、無料塾への繋ぎ、専門学校への進学に至ったケースなど、外部との関係機関を拒絶する家庭も多い中、SSWが繋ぎ役となったり、または直接的に支援を行っております。	義務教育課
7	【資料1】 9頁 【資料2】 1頁 No.19	①スクールソーシャルワーカーの配置人数(No.19) 今年度、2名増員し、22名になった。目標の24名には届きそうであるが、そもそも絶対数が足りていない。現状では、県内6カ所の教育事務所に22名で、那覇・中頭が6名ずつ、島尻・国頭が4名ずつ、八重山・宮古が各1名ずつの配置となっている。 前回の会議時にも指摘したが、今年度より処遇環境を改善したことにより、大幅に資格所持者(社会福祉士等)が増加した。これまで3～4割で推移していた有資格率が約7割に上昇した。このこと自体は喜ばしいことである。さらなる有資格者の優先採用を希望する。 加えて、県がモデル事業を実施し、市町村配置のスクールソーシャルワーカーを増やすことを検討してはどうか。	絶対数が不足しているため、次回の計画改訂時には増員(倍増)を望む。 「一人職」「一任職」と呼ばれるスクールソーシャルワーカーは、学校管理者等と連携しながら、専門的な判断が求められる。言うまでもなく、ソーシャルワークを基盤とした専門家の配置が望まれる。 モデル事業の提案;初の2～3年は県が予算をもち、その後市町村教委に移行していくことで導入時にしり込みする市町村が取り組み易くなる。また、福岡県の事例を参考に、離島も含めて、市町村の格差があると思うので、そこを、県の方がバックアップしてもらいたい。	ご指摘の通り、本県スクールソーシャルワーカー配置事業は待遇改善により、全国水準の報酬、有資格者率の向上が図られました。一方、令和2年度2名の増員とはなりましたが、全国の配置状況と比較すると未だ大きな差のある状況となっております。 県としては、今後も福祉の専門家の必要性、効果性の観点から有資格者を優先して任用を行ってまいりたいと考えております。 また、配置数の増員につきましても、提案のございましたモデル事業等も踏まえ、県と市町村で連携・協力しながら配置拡充を推進して参りたいと考えます。	義務教育課
8	【資料1】 9頁 【資料2】 1頁 No.19	①スクールソーシャルワーカーの配置人数(No.19) スクールソーシャルワーカーの研修、人材育成で全国水準の人員配置ができると良い。	学校現場に福祉の視点が少ない、専門的なスクールソーシャルワーカーの専門家を多く配置することで、一人でも多くの子どもの支援につながる。	本県SSWの小中学校への配置状況は全国と比較して低い状況にあります。本県の抱える「子どもの貧困問題」や「児童虐待」等の課題からしても、学校におけるSSWの必要性は高く、配置拡充は急務と考えております。 今後もSSWをより多くの小中学校へ配置できるよう対応してまいります。	義務教育課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議意見に対する回答	担当課
9	【資料1】9頁 【資料2】2頁 No.23	③就学援助制度に関する周知状況(入学時)(No.23) 同制度の周知は、もちろん必要である。情報格差が子どもの学びの格差につながることは避けなければならない。他方で、知りながらもサービスにつながらないケースもある。実際にサービスにつなげるには、学校の教職員、スクールソーシャルワーカー、小中アシスト、子どもの貧困支援員等が、「寄添い型」の支援を実施すべきと考える。	保護者の中には、未だに「スティグマ」から手続きのためらうこともある。子どもの学ぶ権利を保障するために積極的に活用してもらいたい。そのためには、まずは関係者の理解が必要である。今後は、制度の周知から実質的にサービスにつなげる支援を考えなければならない。 それと同時に、自治体任せになっている予算のことを考え、子どもの生まれ育つ自治体によって格差が生まれないように県としての予算の配分等も検討してほしい。	就学援助制度を周知することは、制度を知らない保護者を申請につなげるだけでなく、明るいイメージのテレビ・ラジオCM、リーフレットを放送、配布し、学ぶことは子どもの権利、そして安心して学ぶ環境を作るために「就学援助制度」があるということをアピールすることで、従来の貧困家庭が利用するというような就学援助制度の概念を払拭し、イメージアップを図ることもねらいとしています。本来対象者であるのに周りの目が気になり申請できなかった保護者等が気軽に地元の教育委員会へ問い合わせることができるようになったと考えております。 準要保護者に対する就学援助は、市町村の単独事業として、各市町村の実情に応じて実施されておりますが、子ども生活福祉部において、「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を設置し、各市町村が就学援助の充実を図るための取り組みを支援しております。 県教育委員会としては、引き続き制度の周知を図るとともに、教職員、スクールソーシャルワーカー、小中アシスト相談員、子供の貧困対策支援員等が支援を必要としている児童・生徒、その家庭の困り感を早期に発見し、寄り添い、関係機関と連携しながら、制度の利用につなげられるよう支援してまいります。	教育支援課
10	【資料1】9頁 【資料2】2頁 No.23	③就学援助制度に関する周知状況(入学時)(No.23) 目標値の100%にする絶対的に努力する必要がある。	41市町村に広報が行き渡る必要がある。県内の子ども達が、平等に就学できるようにする必要があると思う。	入学時に学校で就学援助の書類を配布している市町村以外にも、ウェブサイト、広報誌に制度を掲載、児童生徒の保護者全員に書面で通知するなど、ほとんどの市町村で複数の方法で周知を行っております。県としましては、必要な児童生徒に確実に支援が届くよう、引き続き市町村担当者会議等を通じて、入学時、進級時の書類配布等の周知の強化を促してまいります。	教育支援課
11	【資料1】11頁 【資料2】2頁 No.29	⑥沖縄子ども調査による困窮世帯の割合(小・中学生)(No.29) 「困窮世帯の割合は低下したと思われる」とはどういうことでしょうか？	本当に、そのように結論づけても良いのかどうか不明。データが分からない。	沖縄子ども調査における困窮世帯の割合が、平成27年度調査結果の29.9%から平成30年度調査結果では25.0%に改善しています。また、本調査において、保護者の就労状況等に改善が見られており、その背景としては、県内の雇用環境の影響が要因であったと考えています。	子ども未来政策課
12	【資料1】12頁 【資料3】15頁 No.89	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(高校生の居場所づくり運営支援)(No.89) 保健室、相談室以外に心許せる空間が学校にあると良い。	会話が乏しくなる年齢、家庭の問題等々一人で抱えてしまうことが多くなる。教室に入り辛い生徒が、一時でもいれる場所、居ていい場所があると、教師と違う立場で生徒に関われると良いと思う。	県立高校内に安心して過ごせる居場所があることで、生徒にとっては、リフレッシュができるほか、友人関係のトラブルや心因性による集団に適應できない状態にある生徒等にとっては、クールダウンができるなど、エスケープゾーンの的な利用も行われているところです。 また、社会福祉士等の資格を持つ支援員が常駐配置されていますので、学校の先生には相談しにくいことも個別に相談をすることができるなどの効果もあります。 学校にとっても、居場所支援員による生徒支援情報や来室・カウンセリング記録等から、要支援生徒に関する情報収集が強化され、協働・分担で支援を行うことにより、校内における支援体制の充実が図られております。	子ども未来政策課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議意見に対する回答	担当課
13	【資料1】 12頁 【資料3】 15頁 No.89	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(高校の居場所づくり運営支援)(No.89) 「高校の居場所づくり運営支援」は、居場所の新設ということでは追加できない機能なのか?これまでの保健室、進路指導室、SSWやスクールカウンセラーなどの部屋とは何が異なるのか教えてほしい。	学校の中に、専門的な人材とは言えないような地域の方が根拠の曖昧なまま複数介入することで混乱を生むと考えられる。類似機能なのであれば、同様の質を担保することが必要ではないかと考えるため。	県立高校内の居場所は、不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い県立高校内に設置し、支援員を常駐配置することで高校の就学を継続するための総合的な支援を行うことを目的としており、現在、10校に配置しています。 居場所には、社会福祉士やカウンセリング資格を持っている者などを支援員として常駐配置しており、悩みを抱える生徒の個別支援のほか、授業に入りづらい生徒のクールダウンの場などに利用されています。また、支援員は、学校の担任、教育相談担当、中途退学担当、養護教諭等と定期的に情報交換を行い、生徒の状況に応じて役割分担を行うなど、連携をとりながら生徒が就学を継続できるよう支援をしております。 居場所は、保健室、進路指導室以外に生徒が学校内で心許せる空間であり、特に目的がなくても気軽に来室することができる場所です。居場所での生徒との何気ないやり取りの中から、支援が必要な生徒を発見する機能も有しています。	子ども未来政策課
14	【資料1】 12頁 【資料3】 20頁 No.116	④子どもに寄り添う給付型奨学金事業(県民会議事業)(No.116) 13頁の資料をみても、年度によって数字の増減があるのが現状である。希望する子どもたちが経済的な不安を解消し進学することは大切なことと考える。他方で、すべての子どもたちが、大学進学等を目指す必要はない。そのためにもそれ(高3)以前のキャリア教育は重要となってくる。同頁の「沖縄子供の貧困緊急対策事業(高校の居場所づくり運営事業)」との関連も出てくる。 子ども期の不利な状況が進学に影響し、それが人生に影響を与えないよう、同事業の充実を図り、「県平均並」にすることを望む。他方で、同事業を受けた後、どうなっているのか、追跡調査が必要である。	同事業の成否を確認するために、追跡調査は必要である。現時点で、現状が分かるのであれば示していただきたい。言うまでもなく、長い人生において、大学等における休学・退学も良い経験になるかもしれないが、経済的要因だけではない、マイナス要因がありそれが彼・彼女らの道を阻んでいるのであればそれを取り除く必要がある。 これは、次に指摘する「児童養護施設の子どもの高等学校等進学率」とも関係すると考える。	平成28年度の事業開始からこれまで大学や専門学校等を希望する子どもたち全員(62人)の給付を決定し、児童養護施設の子どもの大学等進学率の向上に寄与しているものと考えております。 児童養護施設を退所する子どもたちの母数が少ないため、年度によって進学率の変動が大きくなる場合があります。 令和2年11月現在、給付決定者62人のうち、12人が卒業、36人が在学、14人が退学や辞退等となっております。 進学後は、面談やお便り・交流会等の実施に加え、県のアフターケア事業(社会的養護自立支援事業)で、生活相談等を実施しております。 退学等の場合についても、アフターケア事業で状況把握に努め、生活相談や就労相談等を行ってまいります。	子ども未来政策課
15	【資料1】 13頁 【資料2】 2頁 No.33	①大学等進学率(No.33) 沖縄県は、沖縄県の大学等進学率が上がらない要因を「大学よりも専修学校へ進学希望する生徒が多い」から、つまり学生が大学に行きたがらないからだと考えており、その進路を変更させるために「進路指導、大学進学への指導の充実」を図ろうとしているという理解でいいか。		大学進学率が向上しない要因として、県内志向が高く、県内大学における県内出身者の割合が、私立大学では約95%となっており、高い状況が続いております。また、県外大学等へ進学する際には、経済的負担が大きいことも要因と考えております。 今後とも、生徒が将来の進路についてキャリア教育の視点を踏まえた進路指導をさらに充実させていきたいと考えております。	県立学校教育課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議意見に対する回答	担当課
16	【資料1】13頁 【資料2】2頁 No.35	③児童養護施設の子どもの大学等進学率(No.35) 基準年の数値と直近値を比較すると改善しているが、前年度(H30年3月卒)と比較すると、数値に大きな変動が見られる。要因を知りたい。	基準年と比較して達成状況を評価しているのはわかるが、その間に大きく数値が変動した場合は、要因を分析した上で、施策に反映させる必要があると考えるため。	主な要因として、平成31年3月卒業の児童は平成30年3月卒業の児童より、特別支援学校を卒業する者が多く、就職する者が多かったことが考えられます。(H31:19名中6名で31.6%、H30:20名中4名で20.0%) 引き続き進学率向上のためより一層、子ども達の学習意欲を高めていく必要があり、進学を希望する者には学習塾への通塾など、継続的に学習支援を実施してまいります。	青少年・子ども家庭課
17	【資料1】14頁 【資料2】2頁 No.37	沖縄子ども調査による困窮世帯の割合(高校生)(No.37) 「平成24年以降の県内経済の拡大に伴い、完全失業率は大きく低下し、女性の労働参加率の改善などといった雇用環境の変化も影響したことなどにより、困窮世帯の割合は低下した」と記載があるが、 ①当該対象者の母数はどのように変化しているのか？ ②景気に左右されるのみで、沖縄県が行った施策はどれも効果がなかったと読むこともできるが、そういう理解で誤解はないでしょうか？		①について 雇用環境の変化の母数については、平成24年以降、完全失業率は改善しており、労働力人口、就業者ともに増加しています。また、女性の労働参加率について、全年齢でも増加傾向にありますが、25歳から44歳までの女性の労働参加率も増加しており、25歳から44歳までの女性の人口は減少していますが、労働力人口は増加しています。 ②について 沖縄子ども調査における困窮世帯の割合については、世帯の所得と人数によって算出することから、保護者の就労環境や所得が、その増減の要因となると考えています。 そのため、要因の分析にあたっては、本調査における、保護者の就労環境や所得を経年比較することとなりますが、あわせて、県内の雇用環境関係の統計の傾向と比較していることから、このような記載内容となっています。 雇用機会の創出・拡大などの県内経済の拡大については、県の施策が寄与していると考えています。	子ども未来政策課
18	【資料1】14頁 【資料3】16頁 No.100	⑤沖縄子供の貧困緊急対策事業(拠点型子供の居場所運営事業)(No.100) ①沖縄子供の貧困緊急対策事業(高校の居場所づくり運営支援)について(前掲【資料1】8頁、9頁)とも関わるが、どのような「相談員等」を配置しているのか。SSWと何が機能的に異なるのか明確にしてほしい。		拠点型居場所については、内閣府の「沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金実施要領」において、社会福祉士等のソーシャルワークに係る専門的知識及び技術又はこれに相当する十分な経験を有する者を配置する旨、規定されておりますので、当該要領に沿った人材が配置されております。	子ども未来政策課
19	【資料1】16頁 【資料3】23頁 No.135	①ひとり親家庭生活支援モデル事業(No.135) 「自立」につながったとは何か？		支援の対象となるひとり親家庭が抱える就労問題や、借金などの経済問題など、それぞれの諸問題に対して適切に支援を行い、支援期間が終了する時点において、支援開始時における課題が解決され、自立した生活環境が整い、地域での生活へ送り出しております。	青少年・子ども家庭課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議意見に対する回答	担当課
20	【資料1】 16頁 【資料3】 17頁 No.103	②母子家庭等自立促進事業について(No.103) nの数を示してほしい。ひとり親支援として就労を希望する家庭はどの程度いるのか全体数を把握しているのか。	日本のひとり親世帯の就労率は91.2%(女性資料23頁)。働いていない／働けていないひとり親世帯はどのような背景を持っているのか、必要な制度は何かを考えるに必要であるため。	平成30年度沖縄県ひとり親世帯実態調査によると、調査に回答のあった母子世帯数742世帯のうち、就労している世帯は677世帯、91.2%となっております。 同調査において就労していない世帯は65世帯となっており、就労していない理由は「時間について条件の合う仕事がないため」とに回答が36.9%と最も多く、次いで「病気・障がいのため」が35.4%となっております。 また、同調査において、国や県及び市町村等に特に要望したいこととして、「職業の紹介の充実、就労機会の拡大」と回答した母子家庭は16.7%、父子家庭は17.4%であり、「職業・技能訓練の機会の充実」と回答した母子世帯は24.8%、父子世帯は21.0%となっております。 なお、同調査は5年おきに実施しており、直近の調査が平成30年度となっております。	青少年・子ども家庭課
21	【資料1】 17頁	雇用の質の改善等について 正規雇用／非正規雇用の割合、世帯年収(ひとりの年収)も掲載し、数値目標とするべきではないか。	世帯所得、正規雇用／非正規雇用の割合の改善を示すことが、貧困対策事業の数値改善でいちばん納得できる数値となると考えるから。	「雇用の質の改善等」に係る指標として「正規雇用者(役員を除く)の割合」を設定しているところです。 ご意見のあった「世帯所得」等については、次期子どもの貧困対策計画の策定の際に、どのような指標が適当であるか検討していきます。	子ども未来政策課
22	【資料1】 17頁 【資料3】 27頁 No.155	①正規雇用化企業応援事業(No.155) 正規雇用従業員の57人の研修費用がどのくらい正規雇用化に繋がったかが分からない。		本事業は、研修に派遣する従業員数以上に、非正規から正規へ従業員を転換することを助成対象の要件としており、平成30年度は研修派遣者数57人に対して助成を行い、57人の正規雇用化に繋がっています。 なお、平成28年度は44人、平成29年度は33人、令和元年度は39人の正規雇用化に繋がっており、各年度とも研修派遣者数と同数となっています。 また、本事業を活用した事業所にアンケートを行ったところ、全ての事業所が「大いに効果があった」または「効果があった」と回答しており、具体的な効果として、従業員の知識・技能や士気の向上、業務効率の向上、品質サービスや顧客満足度の向上のほか、非正規雇用従業員を正規雇用へ転換する契機になったことなどが挙げられています。	雇用政策課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議意見に対する回答	担当課
23	【資料1】18頁 【資料2】1頁 No.18	①児童養護施設の子どもの高等学校等進学率(No.18) 改善が図られていない指標の一つ。 2019(令和元)年の県内高校の中退者は1422人(前年比141人増)で、中退率は2.3%で全国の1.3%より高い水準であった。多様な学びを認めていく社会の風潮がある中で、通信制への進学等も増加傾向にある。その通信制の退学者も増加傾向にある。言うまでもなく、高校でのドロップアウトはその先に大きな影響を与える。本題である、児童養護施設の子どもの進学率をあげることに異論はない。100%に近づけることを関係者は努力すべきである。とはいえ、中退者の増加は何を意味するか。高校入学以前の中学、いやそれ以前の課題を先延ばしにした結果ではないか。	一般的に、児童養護施設出身者は経済的問題に限らず他の子どもたちよりも多種多様な困難を抱えることが多い。現場の職員の声を聴き社会全体で改善策を検討すべきだ。 現在、児童養護施設では職業指導員を配置し、子どもたちの自立に向けた支援を行っている(「ライフステージに応じた子どもへの支援、高校生期、資料3 No.98、No.99」関連)。個々の施設のみでの取り組みでは限界がある。県全体でアフターケアサービスができるように体制を整えて、退所後の子どもたちの支援を進めていくことを検討すべきと考える。具体的には沖縄県児童養護施設協議会等でアフターケア事業を受けて、県内のすべての施設退所児童のケアを行う必要がある。	子ども1人1人が望ましい職業観を持っており、幅広い進路選択ができる事が重要であると考えており、進学率向上のため一層、子どもたちの学習意欲を高めていく必要があり、各施設で学習支援員による日々の学習や、希望者を学習塾に通塾させるなど、継続的に学習支援を実施してまいります。 また、アフターケア事業については、コーディネーターが退所者等の継続支援計画を作成するほか、生活相談や就労相談等を行っております。 加えて、国が措置費の加算により進めている、自立支援担当職員の子どもの児童養護施設への配置促進にも合わせて取り組んでまいります。	青少年・子ども家庭課
24	【資料1】18頁 【資料2】2頁 No.36	②高校卒業後の進路未決定率(No.36) 達成状況が後退している状況の現状把握と見直しが必要ではないか。	キャリア・パスポートで良いのか等々現状把握と分析が必要ではないか。	進路未決定者には、希望の大学に進学できず予備校に通う生徒や、就職か進学か決めることができずに卒業してしまう生徒が含まれております。希望の進路を実現することができなかった要因としては、進路決定の遅さや基礎学力の不足、目的意識が希薄なことが考えられます。 小学校から高等学校までの学びの足跡を将来へ繋げていけるよう、キャリアパスポートを含めたキャリア教育の充実を図ってまいります。 また、委員のご指摘の通り、現状把握と見直しについては、事業のあり方等、引き続き検討してまいります。	県立学校教育課
25	【資料1】18頁 【資料2】2頁 No.36	②高校卒業後の進路未決定率(No.36) この指標の元になった調査は何かを明示し、今後の展開を伺いたい。 同時に、中卒・高卒就労の募集状況や就職率を明記すべきではないか。	偏差値ごとの進路未決定率は学校基本調査から抽出が可能であり、一概に「進路未決定率」を個人の「進路決定の遅さ」に求めるのは早計ではないかと考えられるため。	学校基本調査を元に進路未決定率を提示しております。 委員のご指摘のとおり、雇用状況や社会状況等の影響も非常に大きいと考えております。しかしながら、本県高校生の進路決定の遅さは、様々なところから指摘されており、学校教育においては早期からのキャリア教育を充実させ、学習意欲の向上を図る必要があると考えます。 今後とも、生徒が将来の進路についてキャリア教育の視点を踏まえた進路指導をさらに充実させていきたいと考えております。	県立学校教育課
26	【資料2】	世帯年収、実質的な進学率、非正規雇用の割合、生活保護世帯数などの保護者の経済的な数値が掲載されていないのはなぜか？把握はしているのか。		資料2は、沖縄県子どもの貧困対策計画で定められた41の「子どもの貧困に関する指標」と13の「子どもの貧困に関する参考指標」について、直近値を取りまとめた資料となっています。 指標については、施策の点検等を行うため、当該指標の直近値と改善状況を記載しており、参考指標については、直近値を記載しているところです。	子ども未来政策課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議意見に対する回答	担当課
27	【資料2】 2頁 No.26、36	中学校卒業後の進路未決定率(No.26)と高校卒業後の進路未決定率(No.36)について 中学校や高等学校を、進路が決まらないまま卒業していってしまう若い方たちの実態把握が必要である。		中学校や高等学校を卒業後、進路が未決定となっている方の特性や家族背景を把握する方法については、どのような手法が適当であるか研究していきたいと考えます。	子ども未来政策課
28	【資料3】 2頁 No.11	沖縄子供の貧困緊急対策事業(市町村事業) 事業規模に対する成果が不明瞭。「子どもは対人関係や学習意欲などに改善がみられるなど、前向きな効果」とは何を指すのか。		内閣府が実施した「沖縄子供の貧困緊急対策事業」の事業評価において、子供の居場所を利用した子どもについて、学習時間の増加や学校の勉強がよく分かるようになるなど、学習に対する意欲が高まっていることが確認されたほか、悩んでいる時に教えてくれる人やがんばった時にほめてくれる人が増えるなど、対人関係にも改善が見られています。	子ども未来政策課
29	【資料3】 No.11、62、66、72、101、112、130	沖縄子供の貧困緊急対策事業(市町村事業) 国の緊急対策事業によって、既存の取り組みにも好影響がでているため、令和4年度以降の継続をお願いしたい。		県としましては、子どもの貧困対策を一過性のものとせず、継続的な取組として推進していくために、次期沖縄振興計画においても、子どもの貧困対策をしっかりと位置づけていく必要があると考えておりますので、同検討と合わせて、令和4年度以降の緊急対策事業の継続について国に要望してまいりたいと考えております。	子ども未来政策課
30	【資料3】 No.11、62、66、69、72、89、100、101、111、112、130	沖縄子供の貧困緊急対策事業(支援員や居場所の設置) 支援員や居場所が増えることによって、どういった機能を持っているものなのかわかりにくくなっており、図示するか可視化して欲しい。		今年度、内閣府の子供の貧困緊急対策事業の事業評価において、子供の居場所の役割や機能による区分を確認し、整理することに取り組んでいるところです。 令和4年度以降の事業継続に向け、国に対して機能分類も含めて、図示、可視化しながら要望してまいりたいと思っております。	子ども未来政策課
31	【資料3】 2頁 No.13	沖縄子供の貧困緊急対策事業(子供の居場所等の連絡会運営支援事業) 子どもの居場所ネットワークとは何をするとところか？ 子どもの居場所が何をどのように行い、どのような効果をもたらすとところだと考えているのかが分からないので示してほしい。		子どもの居場所では、子どもたちが安心して過ごせるよう食事支援や学習支援等を行っており、利用する子どもの学習意欲の向上や対人関係の改善などに効果があることが確認されています。 このため、県では、子どもの居場所の運営が安定的に継続していけるよう、令和元年12月に県内の全ての居場所や地域の支援者等がつながり支え合う広域的な「沖縄県子供の居場所ネットワーク」を設立しました。ネットワークに加入した居場所等には運営上の課題や好事例を共有するほか、支援者から食品等の寄贈があれば速やかに届けるなどのサポートを行っているところです。	子ども未来政策課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議意見に対する回答	担当課
32	【資料3】 3頁 No.18	地域の子どもを支援するインクルーシブ教育推進人材の育成 「沖縄産学官共同人材育成円卓会議」とは、どのような団体であり、「地域のこどもを支援するインクルーシブ教育推進人材」とは何で、どこがどのように子どもの貧困対策に資する事業であるのか説明がまったくないため中身の評価ができない。		「沖縄産学官協働人材育成円卓会議」は、琉球大学が主体となって、沖縄の社会を牽引する新たな価値を創造できる人材や国際性豊かな人材の育成を図るため、平成25年12月に設置された組織で、県内の産業界、高等教育機関、行政機関等の57機関で構成されています。(会長は琉球大学学長、事務局は琉球大学) 円卓会議の下に3つの分野のワーキンググループが設置されており、そのうちの1つである「地域の子どもを支援するインクルーシブ教育推進人材の育成分野」では、人材育成プログラムを通して、「地域の子どもたちの支援等の積極的なニーズに応え貢献できる専門家になること」を目指しています。	子ども未来政策課
33	【資料3】 No.10、21、 24	子ども貧困実態調査事業 現状の一次データの公開状況について教えてください。一次データの公開は行われていないように把握しているが今後も公開しない予定であるのか、それとも遅れているだけなのか、また公開しないのであればその理由を教えてください。一次データが公開されていないため、どの施策がどのデータを論拠にして実施に至ったのか判断が難しい。 統計処理をした後の数値の公開であるとか、研究機関、研究者が活用できるデータの公開をやることで、多くの知見が得られると考える。 公開可能であるかや、データ活用に必要な手続きを記載してもらいたい。	よりオープンな政策評価や今後の計画を検討するには、研究者らの活用できる資料の公開は必須と考えられるため。	沖縄子ども調査(子ども貧困実態調査事業)は、統計法に基づき総務省に届け出を行う統計調査であることから、法に基づく調査票情報(統計調査で集められた情報)の適正な管理を講じなければならず、HP等で調査票情報を公開することができないこととなっています。 調査票情報については、県統計調査条例の規定により、秘密の保護を図った上で、新たな統計作成や統計的手法を利用した学術研究等のために活用する場合は、二次利用を認めることができることとなっています。	子ども未来政策課
34	【資料3】 4頁 No.22	教育相談・就学支援員配置事業 「支援を行った」との記載に留まっているが、具体的に「不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等学校」の課題をどのような点にあると把握していて、どのような具体的な支援をするために「就労支援員」が派遣されているのか記載が不十分であるように思うので説明してほしい。		就学の継続を目的として「就学支援員」を派遣しております。 不登校の要因および中途退学に至る要因は多様です。そのため、対応する教職員の相談時間の確保や専門性の確保が課題となっており、本事業により、心理系、福祉系の専門的知識を持つ支援員を派遣し、学校における支援体制の構築を行っているところです。 就学支援員は「心理系」と「福祉系」の支援員をそれぞれ1名ずつ派遣しており、心理系支援員は、相談支援、福祉系支援員は家庭訪問や外部機関との連携・接続等を、それぞれ教職員と協働で実施しております。	県立学校教育課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議意見に対する回答	担当課
35	【資料3】 4頁 No.25	ハローワーク等と情報共有 中学校卒業後に進学も就職もしていない少年らに対しての課題を「一旦学校を退学した生徒の連絡先を提供することは、個人情報の問題を抱えており、外部機関への情報提供が困難」とあるが、卒業前に対象となりそうな若者にアプローチしている事業はあるのか知りたい。		高校中途退学前に対象者へアプローチを行う事業は実施しておりません。 高等学校においては、退学を希望する生徒について、安易な退学とならぬよう、教職員やスクールカウンセラーとの面談、保護者面談や確認等、を繰り返し行い、就学の継続が図れるよう支援・指導を行っております。 退学に際しては、個々の生徒の希望に応じた進路相談を実施するとともに ・ハローワーク等の公共の職業紹介への接続 ・子ども若者みらい相談プラザソラエ等の相談機関へのつなぎ ・高等学校生徒就学支援センターの紹介 ・定時制高校や通信制高校への転・編入制度の説明 ・高校卒業程度認定試験などの説明 等の支援・指導・情報提供を実施しております。	県立学校教育課
36	【資料3】 4頁 No.25	学校等への地域若者サポートステーションの活動内容周知 中卒無職少年、ニートなどの表記が適切か？若年無業者との表記ゆれですか？		若年無業者は、一般に労働力調査において15歳から34歳の「非労働力人口(就業者、完全失業者以外の者)のうち、家事も通学もしていない者」として定義されています。 本計画では、中学校卒業後に進学も就職もしていない少年を、「中卒無職少年」としており、年齢を明確に定義づけているわけではありませんが、若年無業者とは区別して使用しているところです。 ご意見のあった箇所については、「中学卒業後又は高校中退後に、就業も就学もしていない状況になったときに、」に修正します。	子ども未来政策課 義務教育課
37	【資料3】 4頁 No.26	沖縄子供の貧困緊急対策事業(支援員及び子供の居場所の活動支援事業) 支援コーディネーターには、社会福祉士や臨床心理士らが配置されていると回答を得たが、そもそも「子どもの貧困対策支援員」や「居場所運営者」は専門家ではない人材をおいていることに問題はないのか？		市町村が配置する貧困対策支援員については、内閣府の実施要領等で有資格者の配置が義務づけられてはおりませんが、実態としては社会福祉士や精神保健福祉士、教員免許や保育士資格保持者等、子ども支援に知識を有する者が大部分を占めております。 居場所については、自治会等が主体となり広く地域の子どもの受け入れている居場所の運営者は有資格者ではない場合もありますが、拠点型居場所など、生活困窮家庭の子どものみを対象にした居場所については、社会福祉士等の有資格者が運営に携わっております。	子ども未来政策課
38	【資料3】 5頁 No.30	スクールソーシャルワーカー配置事業 スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、県教育事務所における研修の充実を図るとはどうか？福祉と学校の専門職に対して、県教育事務所が研修を行っているということでしょうか？ さらに、これまでの人材とは別に、スーパーバイザーの配置を行う予定があるということでしょうか？どのような意義があるのか教えてください。		SSWの資質向上に向けた研修については、基本的に、教育と福祉分野の専門家を講師に充て実施しております。その中で、県教育委員会及び各教育事務所において、不登校やいじめ、問題行動等の現状に関する説明を主に行っております。 スーパーバイザーはSSWとは別に、その支援と指導に特化してスクールソーシャルワーカーを専門とする人材を配置しております。スーパーバイザーは、SSWへの職務に関する専門的な支援・指導、またSSWのメンタル面への支援等、現場でSSWが職務を遂行する上で、非常に重要な役割を担っております。また、文科省はSSW配置事業において、スーパーバイザーの配置を求めており、令和2年度現在、47都道府県において、本県も含め43都道府県が配置を行っております。	義務教育課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議意見に対する回答	担当課
39	【資料3】 5頁 No.31	地域の子どもを支援するインクルーシブ教育推進人材の育成 ここでいう「困難を抱える子どもやその保護者を支援する専門人材の不足」とは、特定の有資格者のことであるか？それとも、高度な専門技能や知識を持つ人を指すのか分からない。支援人材とは何を指しているのか？	「専門職」や専門人材とは、高度専門職業人などのように、修士号・博士号取得者や専門職学位の保持者を指すものとするが、人材不足の解消のために必要なことを検討したいことと、特定の業界資格への利益誘導とならない連携が必要ではないかと考えるため。	地域の子どもを支援するインクルーシブ教育推進人材の育成では、人材育成プログラムを通して、「地域の子どもたちの支援等の積極的なニーズに応え貢献できる専門家になること」を目指しています。 特定の有資格者に限定されるものではないが、医療・福祉関係の専門人材として、例えば、臨床心理士、社会福祉士、作業療法士などを想定しています。	子ども未来政策課
40	【資料3】 7頁 No.43	指導方法等工夫改善に関わる加配教員活用事業 実質的な教員の増員やマンパワーの補充にあたることが行われたのでしょうか？		授業における指導体制や指導方法の工夫改善を図るために教員の定数に追加される形での配置ですので、実質的な教員増となっております。	義務教育課
41	【資料3】 8頁 No.44	教員指導力向上事業 研修を行ったとあるが、それによって教員の残業時間や休日出勤の増加などは起こっていないか？教員の生活時間はどのようになっているのかを知りたい。		教員の指導力向上を目的とした本事業に係る研修会は、各地区で開催されており、研修会の回数は実施した全地区の延べ回数となっております。1人あたり数回の参加であり、実施については、研修会の効果を考えると適切な回数であると考えます。 また、研修会の実施は、平日の勤務時間内であるため、残業時間や休日出勤の増加は無いと考えます。	義務教育課
42	【資料3】 8頁 No.48、49	「子どもに自己肯定感をもたせる教育方法の研究(No.48)」「自己肯定感を高めるための教育(No.49)」とは何か。どのようにして「自己肯定感をもたせた」と言えるのか明らかになっている研修が行われているのか？ この2つは、どのように「子どもの貧困対策」に関わるのか説明がなく、唐突な印象を受けるが説明はどこにあるのか？		No.48の「子どもに自己肯定感をもたせる教育方法の研究」とは 日常の学校生活の中で、児童生徒が自分のよさや可能性、特徴に気づき、よいところを伸ばすなど「自己肯定感の高まり」の視点から、教師は、児童生徒の進歩の状況などを適切に見取り、フィードバックをしていくことを教育活動を通して取り組む研究のことです。 No.49の「自己肯定感を高めるための教育」とは 子どもの自己肯定感を高めることは、子どもが自分に自信を持ち社会を主体的に自立して生きていく上で大切な取組だと考えております。 子どもの自己肯定感を高めていくためには、安心できる集団の中で、役割や出番があり、努力や成長を認められる経験が重要となります。学校において、このような経験ができる環境を整えることが、自分の存在価値を認識でき、自己肯定感が高まることにつながります。この意味で、教師に対し研修を行うことで、環境の整え(支持的風土)の手立てを周知していく必要があると考えております。	義務教育課
43	【資料3】 9頁 No.51、52	学校・家庭・地域の連携協力推進事業 子どもの貧困対策事業との関連性はどこにあるのか？		「学校・家庭・地域の連携協力事業」では、地域住民の参画を得て、学校と協働で教育活動を行う仕組みをつくり、学習支援をはじめ様々な活動を実施している市町村の取組を支援しています。 放課後子ども教室における学習支援や環境美化等、学校と地域の連携によって地域の教育力の向上を図り、貧困対策に係る子どもと保護者への支援につなげています。	生涯学習振興課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議意見に対する回答	担当課
44	【資料3】 9頁 No.55	沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(市町村支援事業) 子どもの貧困対策推進基金を活用して就学援助制度を展開している市町村の状況を教えてもらいたい。		令和2年度については、41市町村中34市町村で活用されており、約3億9,000万円の予算を計上しています。 令和元年度の実績では、41市町村中33市町村で活用され、平成27年度の基金創設前と比較し、約6,400名の受給者増となっています。	子ども未来政策課
45	【資料3】 10頁 No.59	特別支援学級設置要件の撤廃 「下限撤廃により、教室や教員の確保に努める必要がある」とされている点について、県内の公立高校において障害を持つ児童への教員の不適切な指導が報道されるなどしている。現在の教員のサポート体制などどのようにしているのか。		県教育委員会としましては、インクルーシブ教育システムの構築にあたり、これまでも特別支援教育の推進に取り組んできたところですが、改めて、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解できるよう、研修等の実施に努めてまいります。 また、特別支援学校のセンター的機能の発揮や教育事務所に設置している巡回アドバイザー等の派遣により、小中高等学校等の支援体制整備の充実に努めてまいります。	県立学校教育課
46	【資料3】 11頁 No.62	沖縄子供の貧困緊急対策事業(市町村事業) これらの子どもの人数が増えていくことについて、どのように県が認識しているのかを教えてください。また、これらの対象となるクラブや団体への資金の流れについて、どのように考えているのかを知りたい。		子どもの貧困については、生まれ育つ家庭が低所得という経済的貧困だけではなく、低所得に起因した不適切な養育環境や不十分な衣食住など、複合的な困難が発生し、大人に至る成長や教育のプロセスで多くの不利に置かれる状況を意味するものと認識しております。この複合的な困難の一つとして、社会的孤立や文化的資源の不足も挙げられますので、レクリエーションや文化、スポーツ等の体験機会を増やすことも、貧困対策の一つとして有効だと考えております。 市町村事業の居場所運営支援事業のキャリア形成支援の一環として取り組まれているため、詳細な執行状況は把握しておりませんが、居場所が市町村からの補助金等を活用し、子どもたちを活動に参加させるための旅費や入場料等に支出されているものと思われます。	子ども未来政策課
47	【資料3】 11頁 No.64	生活困窮者自立支援事業(子どもの健全育成事業)と子育て総合支援モデル事業 多様な進学希望に対応とはどのようなことを想定しているのか？		県では、平成24年度より無料塾を設置し、学習支援に取り組んでまいりましたが、成績が優秀で進学意欲が高い生徒が難関校への進学にチャレンジしたいという希望に対応するため、令和元年度より、民間の進学塾への通塾を支援する取組も開始したところです。	子ども未来政策課
48	【資料3】 11頁 No.66	子どもの居場所に対する食料提供の支援 地域住民の助け合い活動として素晴らしいと考えるが、記載のあるように「生産者の善意」で行っている寄付行為を「他店舗へ順次拡大していく」ことを検討すると記載があるが、市民の善意に頼った施策を展開すると考えられている可能で違和感がある。そのような理解で良いのでしょうか？		本取組は、生産者の協力によって成り立っていますが、実施店舗からは、島野菜等マイナーな成果物の認知度向上や将来の消費者となる子どもたちへの食育など、生産者側にもメリットがあり、将来的な売上増加を期待していると聞いております。当課としては、他店舗への情報共有等により活動への理解を深め、取組拡大につなげて参りたいと考えております。	流通・加工推進課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議意見に対する回答	担当課
49	【資料3】 12頁 No.67、68	沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(子ども食堂開設支援事業) 子ども食堂を開設し、普及させることを沖縄県が推進していることは分かるが、子ども食堂とは多様な場であり、統一した目的をもたせたり、貧困対策の柱として期待するには、あまりに市民に対する責任の方が大きいのではないか。		子どもの居場所を利用する子どもは学習意欲の向上や対人関係の改善などに効果があることが確認されておりますので、このような安心して過ごせる場所を地域に増やしていきたいと考え、子ども食堂開設補助事業を創設しました。 補助要件として、18歳未満の子どもの参加を幅広く募集し、受け入れを制限しないこととしており、地域の子どもたちを対象とし広く呼びかけるものとなっていることから、補助団体に対して貧困対策を主目的にするなどの役割を義務づけているものではございません。	子ども未来政策課
50	【資料3】 11頁 No.66、67、68、69、70、71、72、73、111	専門的な個別支援を必要とする子どもの対応できる居場所の設置について 「放課後に学校や自宅以外に子どもたちが安心・安全に過ごす場所となる社会資源が広義の意味の「居場所」と考えております。このような子どもを支援する社会資源としては、放課後児童クラブや児童館などがありますが、児童館は全市町村に設置されておらず、放課後児童クラブは利用料の負担があるため、困窮世帯の子どもが歩いて通える安心して過ごせる居場所が十分に設置されているとは言えない状況でした。このため、平成28年度より、内閣府の子供の貧困緊急対策事業を活用し、市町村において、「子供の居場所」の設置が進みましたが、通常の居場所では対応が困難な不登校やひきこもりなど、個別に専門的な支援を要する子どもに対応するため」と回答を頂いたのですが、「なぜ、子どもの貧困対策として居場所に効果があると考えているのか」という理由と、「なぜ現在ある社会資源を誰でも使えるように整備しないのか」という問いには答えられておらず、さらに「不登校やひきこもりの子どもを個別に専門的な支援をする場所として新設された「居場所」は、「Sorae」や「沖縄県ひきこもりセンター」とはどのように異なる機能を期待されて設置したのか、その理由が分からないので教えてほしい。	学校において対応困難な子どもの受け入れ先であり専門的な場所として、これまでの子供の居場所も運営されていたと考えていたため、新たな居場所を更に開設するだけの論拠を示したほうがよいと考えるため。 また、効果や意義が不明瞭な場を沢山設けることが子どもの貧困対策支援につながることは考えにくく、どのような意図があり、このような事業が推進されているのかを知ることが必要と考えるため。 さらに、事業の重なりを明確にして、連携するのか、統合するのかを明らかにすることが予算執行において重要と考えられるため。	子どもの居場所を利用する子どもは学習意欲の向上や対人関係の改善などに効果があるなど、子どもの貧困対策としても効果があることが確認されております。このため、地域に居場所のような安心して過ごせる場を設けることが有効であると考えており、児童館や公民館に居場所の役割を求めることも可能だと思いますが、居場所の設置主体は市町村であるため、市町村において、困窮世帯が多い地域かどうか、社会資源の設置状況はどうかなど、地域の実情を勘案し、居場所設置の必要性や設置形態を判断しているところです。 拠点型居場所については、個別に専門的な支援が必要な子どもを受け入れ、食事支援や学習支援、キャリア支援などを行っておりますが、「sorae」や「ひきこもりセンター」は、相談・助言が主な役割になっておりますので、相談等を受けた不登校やひきこもりの子どもが安心して過ごせる場所が必要と判断した際に、つなぎ先として拠点型居場所と連携することが可能だと考えております。	子ども未来政策課
51	【資料3】 14頁 No.83	「高等学校中途退学者等に対し、学力検査を課さず、志望動機を聞く面接等で入学できる学び直しのための高校や学科の設置を検討する」事業について、現在分かっていることを教えていただきたい。現状、事実上、ほとんど学力検査の学力測定は足切りとは言えない状態になっているのではないか？		県外の状況として、学び直しの学校や学科の設置が徐々に進んでおり、ニーズの高まりが伺えます。 入学者選抜にあたっては、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育課程の履修・修得が期待できる生徒については、可能な限り入学を認めるよう求めているところです。	総務課 県立学校教育課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議意見に対する回答	担当課
52	【資料3】 14頁 No.85、86	この事業を行ったことで得られた成果について記載がない。目的と成果の記載がなければ評価できない。		事業の目的として支援体制の構築を掲げていることから、成果については以下の記載を行っています。 ・就学支援員配置事業における配置校数、支援員の人数等 ・中途退学対策に係る連絡協議会等の開催回数、参加校数等 全県立高校で、中途退学への取組強化や実践共有や中途退学加配校での支援体制の充実等が図られたことにより、令和元年度の県立高校の中途退学者数は、平成28年度と比較では少なくなっており、減少傾向で推移しています。	県立学校教育課
53	【資料3】 15頁 No.89	沖縄子供の貧困緊急対策事業(県立高校の居場所づくり運営支援事業) 県立高校への居場所の設置の目的は、上述した複数の支援員とどのような相補関係にあるのか？		県立高校内の居場所は、不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い県立高校内に設置し、支援員を常駐配置することで高校の就学を継続するための総合的な支援を行うことを目的としております。支援員は、学校の担任、教育相談担当、中途退学担当、養護教諭のほか、就学支援員やSCなど、学校に配置されている他の支援員とも情報交換を行うなど、連携をとりながら生徒が就学を継続できるよう支援をしております。	子ども未来政策課
54	【資料3】 15頁 No.91	定時制・通信制の学校における生徒指導 就職後の就労状況について追跡調査などを行ってほしい。実際に、内定先に就労したのかなどは把握されているのであればデータを公開してほしい。	定時制・通信制の高校卒業後、アルバイト先を就労先として斡旋することは、不安定な就労形態で働かされることに疑問を持たずに大人になっていくことも考えられるため、子どもたちを安全に大人にしていくために必要な教育と考えるため。	卒業後、アルバイト先へ就業したかについて、追跡調査は実施していませんが、定時制高校では、アルバイトに従事する生徒に対して、就労における基礎的知識等について意識啓発等を行っております。 各定時制高校においては、必要に応じて、アルバイト就業先との連携に努め、就業時間や就業形態等について協力を求めるなどしております。	県立学校教育課
55	【資料3】 17頁 No.103	母子家庭等自立促進事業(就労支援) 「相談員の質の向上」とは具体的にどのようなことを指しているのか教えてほしい。		ひとり親支援に関する近年の関連法改正を踏まえた制度の仕組みや相談援助技術に関する研修を開催し、住民からの相談に直接対応する市町村、福祉事務所、関係機関の職員が、適切な助言や支援を提供出来ることを目的としています。	青少年・子ども家庭課
56	【資料3】 18頁 No.105	高等学校等奨学のための給付金事業 どのような支払い方法になっているのか		高校生を持つ沖縄県内に居住する①生活保護世帯、②非課税世帯を対象としています。 給付金内容は、①生活保護世帯52,600円、②非課税世帯(通信制高校の場合)38,100円、非課税世帯(通信制高校以外の場合)第一子103,500円、第二子138,000円となります。 年に2回(7/1、11/1)の基準日を設けており、それぞれ世帯の状況を審査し認定を行い、認定後は個人口座への振り込みで給付している。	総務私学課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議意見に対する回答	担当課
57	【資料3】 19頁 No.111	<p>沖縄子供の貧困緊急対策事業(拠点型子供の居場所運営事業)</p> <p>毎年、「XX型居場所」の設置が増えているが、現在はそのような課題で居場所を利用する子どもが増えているのが不明瞭。「通常の子どもの居場所では対応が困難な課題を抱える子ども」の存在を施策の担保としているのは不十分で、そのロジックで言えばまた新設された「XX型居場所」で対応できない子どもは「YY型居場所」を創設することになるのでは？どのような課題があるのかを示してほしい。</p>		<p>内閣府の「沖縄子供の貧困緊急対策事業」により設置された子供の居場所の利用者は、実施要領において、「生活困窮世帯の子どもを中心とするが、利用する子どもの心情に配慮し、それ以外の子どもが一緒にいようとしても差し支えない。」と規定されております。このため、これまでの居場所の多くは、複数の児童生徒を対象に食事支援や学習支援などを行うことが一般的となっていました。貧困対策支援員の活動等により、従来の居場所では対応が困難な個別に専門的な支援が必要な子どもとつながることが出来るようになり、これら子どもに対応するため令和元年度より拠点型居場所が創設されました。</p> <p>以上のとおり、拠点型居場所は、生活困窮家庭で、かつ、複雑な困難を抱える子どもが対象となるため、拠点型居場所においても対応が困難となれば、児童相談所など専門機関の活用を検討することになるかと思われます。</p>	子ども未来政策課
58	【資料3】 19頁 No.114	<p>ひきこもり対策推進事業</p> <p>「沖縄県ひきこもり専門支援センター」が設置されたのであれば、上述の他の支援事業との関係性を明確にしてほしい</p>		<p>沖縄県ひきこもり専門支援センターは、年齢の制限を設けず、ひきこもり状態にある本人や家族等に対する相談や訪問支援を行っています。同センターは、厚生労働省のひきこもり支援推進事業によって、沖縄県立総合精神保健福祉センター内に設置するひきこもり地域支援センターとなっています。</p> <p>沖縄県子ども若者みらい相談プラザsoraeは、0歳からおおむね39歳以下の子ども・若者を対象に、ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の様々な悩みに対応するワンストップ相談を行っています。soraeは、子ども・若者育成支援推進法に基づき、県が委託により設置する子ども・若者総合相談センターとなっています。</p> <p>地域若者サポートステーションは、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的相談、コミュニケーション訓練や就労体験などの就労支援を行っています。青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、厚生労働省(沖縄労働局)が委託により県内3箇所を設置しています。</p> <p>支援を効果的かつ円滑に実施するための協議会を設置するとともに、相談内容に応じ、専門的な「ひきこもり専門支援センター」や雇用の支援を行っている「若者サポートステーション」に繋ぐなど、関係機関が連携して社会復帰や自立に向けた支援に取り組んでいます。</p>	地域保健課
59	【資料3】 20頁 No.117	<p>身元保証人確保対策事業</p> <p>大切な制度だと思うので充実させてほしい。また、機関保証のような制度はないか？困窮世帯だが親類の支援の受けられない子どもたち向けにも応用することができないかなど、本事業の課題や成果の具体的な共有は重要。</p>		<p>本事業は施設退所児童等が就職・進学等によりアパート賃借をする際に施設長等が身元保証人となる場合、損害保証を本事業で担うことにより、保証人の負担軽減をするもので、施設長等が保証人を引き受けやすくする事業となっています。</p> <p>機関保証ではありませんが、施設退所児童等の社会的自立を促進するため、引き続き本事業を実施し、身元保証人の確保に努めていきます。</p>	青少年・子ども家庭課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議意見に対する回答	担当課
60	【資料3】 20頁 No.119	社会的養護児童自立支援事業(児童養護施設の退所者支援) 退所児童が大学等に進学するにあたり、どのようなサポートをしていくか考える必要がある。 施設まかせにするのではなく、センター的な機能を持ってアフターケア事業をすることができるよう、県の方でフォローしてもらいたい。		職業指導員の配置については、8施設のうち3施設に配置しているところです。令和元年度に作成した社会的養育推進計画において、児童養護施設への配置数を増加させることを目標としており、配置の促進に取り組んでまいります。合わせて国が進めている自立支援担当職員の配置促進にも努めてまいります。 またアフターケア事業を委託事業により実施しており、コーディネーターが施設と連携して、退所者等の継続支援計画を一人ひとり作成するほか、生活相談や就労相談等を行っております。	青少年・子ども家庭課
61	【資料3】 20頁 No.119	社会的養護児童自立支援事業(児童養護施設の退所者支援) 児童養護施設に自立支援員を配置し、リービングケアからアフターケアまでを充実させる必要がある。		職業指導員の配置については、8施設のうち3施設に配置しているところです。令和元年度に作成した社会的養育推進計画において、児童養護施設への配置数を増加させることを目標としており、配置の促進に取り組んでまいります。合わせて国が進めている自立支援担当職員の配置促進にも努めてまいります。 また家庭的な養育環境を整備を図るため、社会的養育推進計画において、里親等委託率の向上を図るとともに、児童養護施設についても小規模化や地域分散化に取り組むこととしています。 またアフターケア事業を委託事業により実施しており、コーディネーターが施設と連携して、退所者等の継続支援計画を一人ひとり作成するほか、生活相談や就労相談等を行っております。	青少年・子ども家庭課
62	【資料3】 21頁 No.122	若年無業者職業基礎訓練事業 就職後の就労状況について追跡調査などを行ってほしい。実際に、内定先に就労したのかなどは把握されているのであればデータを公開してほしい。		訓練修了後6ヵ月は就労状況等を確認しており、就労先は把握しておりますが、情報公開を前提としていないため就労先は公表しておりません。なお、就労先の業種や雇用形態(正規・非正規)については、情報公開は可能と考えます。	労働政策課
63	【資料3】 21頁 No.123	沖縄子供の貧困緊急対策事業(拠点型子供の居場所運営事業) 就職後の就労状況について追跡調査などを行ってほしい。実際に、内定先に就労したのかなどは把握されているのであればデータを公開してほしい。		県が設置している拠点型居場所においては、令和元年度からの設置ということもあり、就労につながった事例は3件となっておりますが、受託団体が就労後の状況を定期的に確認していると聞いております。困難を抱える子どもたちが利用する居場所となっているため、個々の情報についての公表は差し控えていただいております。	子ども未来政策課
64	【資料3】 22頁 No.126、 25頁 No.147	生活保護制度 沖縄県における「支援が必要な者」に確実に保護を実施するには、どの程度の社会保障費の計上が必要になるのでしょうか？		令和元年度の沖縄県の生活保護費の総額は約64,708,656千円(被保護世帯数は29,568世帯、被保護人員は37,845人、保護率は25.59%)となっており、年々増加(平成30年度の総額は約62,950,152千円)している状況にあります。各年度の予算については過去の実績・伸び率等をもとに計上しており、不足が生じた場合には補正予算により必要額を確保しているところです。	保護・援護課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議意見に対する回答	担当課
65	【資料3】 24頁 No.142	沖縄県居住支援協議会の構成団体としての取組 ひとり親家庭等について賃貸物件契約に係る保証人等の居住サポートの実施について、どのような周知等を行っているか。	賃貸物件契約の際の保証人等についてのサポートはニーズが高いと思われるが、周知が図られていないのではないか。周知等の取り組みについて知りたい。	沖縄県居住支援協議会のポスターやパンフレットを、ひとり親世帯等が利用している沖縄県女性相談所、婦人保護施設(うるま婦人寮)において、掲示及び配布しております。	青少年・子ども家庭課
66	【資料3】 24頁 No.142	沖縄県居住支援協議会の構成団体としての取組 賃貸物件契約の際の保証人については、ニーズが高いため、もう少し周知を図ってほしい。		沖縄県居住支援協議会は、低額所得者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者(住宅確保要配慮者)が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進する組織で、不動産関係団体、居住支援団体及び沖縄県をはじめとする地方公共団体の住宅部局及び福祉部局により構成されております。 毎年、不動産関係団体および地方公共団体の関係課に対してパンフレット・ポスターの配布や説明会を実施し、県民も含めた周知活動を行っています。 また、関連する住宅関係や福祉関係の協議会等の連絡会議に参加し、当協議会の事業について、周知、協力依頼を行っています。	青少年・子ども家庭課 住宅課
67	【資料3】 24頁 No.142	沖縄県居住支援協議会の構成団体としての取組 賃貸物件契約に係る保証人の問題は、重要なサポートであると考えます。 不動産会社やひとり親世帯であれば、現況届の提出先など、必ずアプローチできる場所で周知することを検討できないか。		沖縄県居住支援協議会は、低額所得者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者(住宅確保要配慮者)が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進する組織で、不動産関係団体、居住支援団体及び沖縄県をはじめとする地方公共団体の住宅部局及び福祉部局により構成されております。 毎年、不動産関係団体および地方公共団体の関係課に対してパンフレット・ポスターの配布や説明会を実施し、県民も含めた周知活動を行っています。 また、関連する住宅関係や福祉関係の協議会等の連絡会議に参加し、当協議会の事業について、周知、協力依頼を行っています。	青少年・子ども家庭課 住宅課
68	【資料3】 27頁 No.152	貧困状態にある子どもの保護者やひとり親家庭の親などに対し、「既存の支援に加え」、「可処分所得の向上に資する施策」を展開すると記載されているが、また①②③は「可処分所得の向上に資する施策」という区分に当たるのでしょうか？		「雇用の質の改善等」において、賃金の上昇に繋がる取り組みを位置づけています。本重点施策では、「雇用の質の改善等」の取り組み以外で、「既存の支援」以外の県が独自に実施している「可処分所得の向上に資する施策」として①から③の取り組みを位置づけています。	子ども未来政策課
69	【資料3】 28頁 No.159	「県内企業の積極的な取り組み」の促進とは具体的には、どのように、貧困対策に寄与すると考えているのかを教えてください。		事業者に着目した伴走型の支援を行う各商工会・会議所等と連携し、中小企業等の経営革新や経営基盤強化につながる様々な支援事業を実施し、県内企業の「成長と分配の好循環」の構築や、労働者の賃金(所得)向上に繋げることにより、貧困対策に一定程度寄与するものと考えております。	雇用政策課 労働政策課 中小企業支援課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議意見に対する回答	担当課
70	【資料3】28頁 No.160	子どもの貧困対策推進基金事業 「県が行う11事業」とは何を指していますか？		県では、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、広域的な観点から事業を実施しており、「子どもの貧困実態調査事業」や、「子どもの貧困対策普及・啓発事業」など、県内全域を対象とした子どもの貧困状況の把握や普及啓発等に取り組んでおります。 また、全庁体制で貧困対策に取り組むため、各々が実施する貧困対策に資する事業に基金を活用しており、令和元年度においては、文化観光スポーツ部が「子どもスポーツ支援検証事業」を、教育委員会が「就学援助制度周知広報事業」などを実施したところで。	子ども未来政策課
71	【資料3】29頁 No.165	子どもスポーツ支援検証事業 検証事業の検証結果を知りたい。どのようにして貧困対策に寄与しようと考えているのか具体的に教えてください。		R元年度は、補助項目等の調整が必要となり事業実施に至らず、検証結果は得られていません。 「総合体力」が「総合学力」に影響することが認められており、体力を高めることで学習意欲が高まり、その結果として学力が上がる可能性が指摘されているなか、本事業では子ども達の体力向上と意識変化を焦点として実施します。 体力の向上が学力の向上に繋がり、結果として貧困の連鎖の解消に資するきっかけとなることが期待されます。 また、本事業を通して、スポーツクラブと市町村や学校、支援員との連携体制を構築し、今後、スポーツクラブが居場所のひとつになることができるよう取り組みたいと考えております。	スポーツ振興課
72	【資料3】29頁 No.167	現在、「雇用の質の改善」には最低賃金の引き上げなどの施策は入っていないが、どのように把握しているのか。		「雇用の質の改善等に向けた取組」の重点施策に対応した事業（資料3のNo.153からNo.159）と、計画に位置づけはないが雇用の質の改善等に資する事業（No.166とNo.167）として、県内企業雇用環境改善支援事業、正社員雇用拡大助成金事業、ワーク・ライフ・バランス推進事業等さまざまな支援を実施しているところです。 最低賃金については、国の機関である沖縄労働局が設置する沖縄地方最低賃金審議会で、公益、労働者、使用者を代表する同数の委員が調査審議し決定するため、直接、県が最低賃金の引き上げに関与できず、県は、使用者が最低賃金を遵守するよう国・市町村とともに周知に努めているところです。 なお、国の「子供の貧困対策に関する大綱」では、「景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあわせて、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。」とされています。	雇用政策課 労働政策課 中小企業支援課
73	その他	施策評価の記載について 基準値と比べれば改善しているが、前年度と比較すると後退している指標であったり、後退となった指標で、全国の値も後退している指標については、もう少し説明が欲しい。		最終評価にあたっては、計画に位置づけられた指標の達成状況について、その背景・要因を分析して記載してまいりたいと考えております。	子ども未来政策課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議意見に対する回答	担当課
74	その他	可処分所得の向上について 可処分所得の向上について、もう少し施策が割かれてもいいと思う。 また、子どもの貧困率の改善に、どの施策によって改善が図られたかわからないので、明確にして欲しい。		平成31年3月に「沖縄県子どもの貧困対策計画」を改定し、「雇用の質の改善等に向けた取組の推進」を項目として柱立てをしております。これにより、今後、県内企業の雇用の質改善や生産性向上を図り、その成果を働く人へ分配することで賃金の上昇へとつなげ、ひいては貧困の連鎖を断ち切ることにもつなげていくために県内企業の取組を促進していくこととしており、「支援を要する若者」や「保護者への就労支援」、「雇用の質の改善等に向けた取組」として13施策18事業に取り組んでいます。 最終評価にあたっては、計画に位置づけられた指標の達成状況について、その背景・要因を分析して記載してまいりたいと考えております。	子ども未来政策課
75	その他	進路指導やキャリア相談について 進路指導やキャリア相談を実施したのみの記載では、「指導等の後は、受けた側の自己責任」と読めてしまう懸念があり、記載内容に気をつけて欲しい。		進路指導やキャリア相談にあたっては、必要に応じて支援策の紹介や手続きのサポートなども実施しているところです。 一方で、指導等の内容が、全て支援策等に繋ぐことにはならないことから、成果を指導等の件数のみとなっている事業もあるところです。 ご指摘の点については、関係部局と共有してまいりたいと考えております。	子ども未来政策課
76	その他	養育者世帯について、次期計画に盛り込んでもらいたい。		ご意見のあった「養育者世帯」の記載については、次期子どもの貧困対策計画の策定の際に、どのような記載が適当であるか検討していきます。	子ども未来政策課
77	その他	施策評価の取りまとめにあたっては、子どもの貧困対策計画の策定により、新たに実施した事業と従前から実施している事業と区別した方がわかりやすい。		最終評価にあたっては、取り組みやその成果が県民にわかりやすいものとなるよう検討していきます。	子ども未来政策課
78	その他	経済団体に対して、子どもの貧困の現状や県(県民会議)の取組を説明する機会や、周知の取り組みの強化をして欲しい。		平成28年6月に設立された沖縄子どもの未来県民会議では、県民会議の取組に賛同いただけるよう、経済団体や周年記念企業等に対し、広く寄付の協力を呼びかけております。 また、あらゆる機会を通して子どもの貧困の現状や課題、県の施策等を説明しており、今後も、普及啓発の取組を強化していきたいと考えておりますので、御協力をお願いします。	子ども未来政策課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議意見に対する回答	担当課
79	その他	県と市町村が連携して取り組むために、県の施策で高校生向けの施策も、市町村にも提供してもらいたい。 また、ひとり親世帯の自立支援については、日常的な支援は市町村で担う、専門的な部分は県の方で担うというような役割分担のもと、連携して取り組んでいきたい。		高校に進学してからも、うまく市町村と連携をしていかないといけないというのが、今後の課題だと考えており、他の市町村も含めて、しっかり連携をとらせていただければと考えております。	子ども未来政策課
80	その他	各支援機関や支援者におけるアセスメントのフォーマットの統一や内容の共有などにより、類型化や事業評価に活用してはどうか。		アセスメントの入口と出口の必要性というのも、県としても今後検討していきたいと考えます。 各支援機関や支援員が用いる共通のアセスメント様式のようなものがあれば、支援対象者の抱える課題や背景等を分析し、傾向を把握することが可能となり、また、これらの情報が関係者間で共有できれば、より緊密な連携体制の構築や支援の質向上が図られ、さらに、効果の検証においても有効であると考えます。 一方で、個人情報の取扱いなど整理すべき点も多く、簡単に統一・共有ができるものでもないと思いますので、どのような方法が可能か研究してまいりたいと考えております。	子ども未来政策課
81	その他	多様な人材が学校現場に介入していることが分かった。子どもを見守る人材が増えることは良かったと思うが、そもそも正規の教員は増員しているのか？		県教育委員会では、平成23年度から令和2年度までの10年間で、小中学校及び県立学校で教員を4,310人採用し、正規教員は1,221人増加しております。	学校人事課
82	その他	〇〇支援員、SSW、スクールカウンセラーの配置などはされているが、なぜ教員は増員されていないのか？ また、教員の有給消化率、病休割合、長時間労働の割合を公開するべきでは？		教職員定数は、「義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、学級数等に応じて算定される基礎定数のほか、文部科学省の予算の範囲内で政策目的に応じて配分される加配定数を活用しております。様々な課題に対応するための定数増については、国から配分される定数を十分活用し実施すべきと考えております。 また、本県教職員の病気休職者の状況については文科省による人事行政状況調査、年次有給休暇の取得状況については沖縄県行政運営プログラム(平成30年度～平成33年度)において、いずれも毎年公表されております。 教職員の長時間勤務の状況については、沖縄県教職員働き方改革推進プランに掲載しており、県教育委員会ホームページでも公表しております。	学校人事課